

# 社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけ

——博士論文の研究を中心に——

渡 邊 かおり

本稿は、2014年6月25日に愛知県立大学教育福祉学部で行われた「教育福祉研究交流会」において、筆者のこれまでの研究紹介として報告した内容をもとに記載したものである。

## 1. 日本におけるソーシャル・アクション

### (1) ソーシャルワーク6分法の1つのソーシャル・アクション

戦後の日本では、ソーシャルワークの方法は主として6つに分類されて論じられてきた。もっとも初期の段階から6つの方法について論じたのは孝橋正一であり、1950年に出版された『社会事業の基礎理論』において、1930年代以降に大恐慌の中で発展したアメリカのソーシャルワークの動向を踏まえた上で、ソーシャルワークを6つに分類した。それらは、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、リサーチ、アドミニストレーション、ソーシャル・アクション、である。

当時のアメリカでは、ソーシャル・アクションをソーシャルワークの方法に含めるかどうかについて議論が行われており、ソーシャルワーク専門職団体が関与して出版された社会事業年鑑(Social Work Year Book)においては、ソーシャルワークはソーシャル・アクションを除いた5分法として紹介されていた<sup>1)</sup>。しかし、1930年代の大恐慌の中で、ソーシャルワークにおいてソーシャル・アクションを行うことの必要性が広く認識されるようになり、ブラウン(Brown, E.)のように、ソーシャル・アクションをソーシャルワークに含め

て6つに分類した研究者もいた<sup>2)</sup>。

このような状況を踏まえた上で、孝橋はソーシャルワークの方法について、「これらの分類は人人によつて多少くい異つており、またこれらのすべてがかならずしも一般的承認をかちえているわけ)ではない<sup>3)</sup>と断りを入れながら、6つに分類したのである。

### (2) 辞典・事典におけるソーシャル・アクション

今日、日本においてソーシャル・アクションは大きく分けて3つの意味で使われている。1つ目は、ソーシャル・アクションを「組織的活動」と位置づけるものである。戦後日本で最初の福祉関係の辞典として1952年に出版された『社会福祉辞典』においては、アメリカのウィットマーによる研究を踏まえて、ソーシャル・アクションを「社会的に望ましい目的のために、世論をよびさまし、立法的・行政的措置を構ずるよう計画された組織的・合法的努力<sup>4)</sup>と説明された。そして今日でも、2007年に出版された『社会福祉用語辞典〔第6版〕』において、「広い意味での社会福祉活動の一形態で、地域住民や当事者のニーズに応えて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設を目指して、議会や行政機関に働きかける組織的な活動<sup>5)</sup>と位置づけられているように、ソーシャル・アクションは組織的活動として説明されている。

2つ目は、ソーシャル・アクションを援助技術として説明するものである。戦後初期の孝橋によ

る研究では、アメリカではソーシャル・アクションの技術的側面が強調されていると指摘されていた。しかし、その後1950年代から1960年代にかけて、日本で社会保障・社会福祉予算獲得運動、保育所づくり運動などが行われると、これらをソーシャル・アクションとして位置づける見方が重視され、技術として論じる視点は弱くなった。

しかし、1970年代以降、アメリカで行われた福祉権運動が日本に紹介されるようになると、ソーシャル・アクションを援助技術として捉えなおす取り組みが行われた。福祉権運動では、ソーシャルワーカーが社会の問題に目を向けていないとクライアントより批判されたため、ソーシャルワーカーたちの間で当事者の意見を代弁（アドボカシー）する必要性が論じられた。

そこで、1974年に出版された『社会福祉辞典』では、ソーシャル・アクションの項目において、「社会的諸矛盾の拡大に対応して誕生したアメリカの福祉権運動は、従来の社会改良運動と一線を画する新しい行動形態として注目されている」<sup>6)</sup>と紹介された。このように、福祉権運動は新しい行動形態とされたが、同時にソーシャル・アクションという用語そのものに援助技術という意味合いが持たされるようになった。よって、今日の辞典においても、「ソーシャルアクションは、個人・集団・地域住民のニーズに適合した社会福祉制度やサービスの改善・創設を促す援助技術」<sup>7)</sup>とされるなど、ソーシャル・アクションは援助技術としても位置づけられている。

3つ目は、ソーシャル・アクションを、コミュニティ・オーガニゼーション実践のモデルの1つとする見方である。アメリカでは、1968年にジャック・ロスマンが「コミュニティ・オーガニゼーション実践の3つのモデル」を発表した<sup>8)</sup>。ロスマンは1960年代以降に顕在化した貧困問題と、その解決を目指す取り組みが進められる中、新たに誕生したコミュニティ・オーガニゼーションのアプローチを整理・分析し、コミュニティ・オーガニゼーションを「小地域開発モデル」、「社会計画モデル」、「ソーシャル・アクションモデル」の

3つのモデルに類型化した。

このロスマンのモデルは、日本にも紹介された。たとえば、1982年に出版された『現代社会福祉事典』においては、ソーシャル・アクションについて、「コミュニティ・オーガニゼーションとの関連では、その重要な機能のひとつに位置づけられ、社会福祉活動が住民間の相互扶助的活動だけに終わらず、地域社会の公的な福祉水準の向上に貢献するには、これ（筆者注：ソーシャル・アクション）の導入が不可欠となる」<sup>9)</sup>と説明されている。

このように、コミュニティ・オーガニゼーションの実践において、ソーシャル・アクションは有効なモデルの1つとして重視されたのである。ただし、ソーシャル・アクションはコミュニティ・オーガニゼーションと強い関連性があるものの、コミュニティ・オーガニゼーションにおいてのみ有効であるわけではないため、「SAはCOの過程にのみ吸収される概念ではなく、独自の性格を持った方法」<sup>10)</sup>と位置づける見方が一般的である。

以上のように、日本においてソーシャル・アクションという用語は、大きく分けて「組織的活動」、「援助技術」、「コミュニティ・オーガニゼーション実践のモデルの1つ」という意味で使用されている。

## 2. 社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけ（博士論文の研究紹介）

博士論文では、ソーシャル・アクションが様々な角度から論じられていることを踏まえた上で、社会福祉教育においてソーシャル・アクションがどのように位置づけられてきたかについて分析を行った。

### (1) 研究目的及び研究手法

研究目的は、四年制大学における社会福祉教育の中で、ソーシャル・アクションという概念がどのように取り上げられ、かつ、教授されてきたのかについて検証し、ソーシャル・アクションに対

しどのような問題意識を持った社会福祉従事者が養成されてきたのかを明らかにすることである。

研究手法としては、過去および現在に行われている社会福祉教育の内容を明確に、かつ客観的な形で残している、「三社大」のシラバスを分析対象とした。「三社大」とは、現在の日本社会事業大学、日本福祉大学、大阪府立大学であるが、これらの大学はもともと福祉の単科大学（短大）として発展してきたという経緯があり、戦後のわが国の社会福祉教育を代表する大学となっている。

分析するシラバスは、「三社大」それぞれの大学図書館に問い合わせを行い収集した。入手できたのは、日本社会事業大学は1960～2008年（ただし1970年は作成せず）、日本福祉大学は1954～56年及び1960～2008年、大阪府立大学は1981～2007年のシラバスである。なお、日本社会事業大学については小川政亮先生、日本福祉大学については窪田暁子先生にインタビューを行い、シラバスでは把握しきれない当時の事情の聞き取りも行った。また、小川政亮先生からは、日本社会事業大学の1940～50年代前半のシラバスもご提供いただいた。

これらのシラバスをもとに、①社会福祉教育がその時代・その大学においてどのような傾向を見せていたか、②社会福祉教育においてソーシャル・アクションがどのように取り上げられていたか、等について分析を行った。シラバス分析結果の概要は、以下のとおりである。

## (2) それぞれの大学の特徴とシラバス分析結果の概要

日本社会事業大学では、開校当初からの民主的な学校づくりの取り組み（組合、生協の設立など）があり、1980年ごろまで、保育運動にかかわっていた鷺谷善教や社会保障裁判支援を行っていた小川政亮らによって、ソーシャル・アクションが積極的に取り上げられていた。しかし、1970年代半ばより、厚生省の委託で運営されている日本社会事業大学の教育に厚生省の方針が反映されるようになり、社会保障予算の抑制が進められる

ようになった1980年代以降はソーシャル・アクションが取り上げられる機会が激減していた。

日本福祉大学については、開校以来の「社会科学としての社会福祉」という伝統のもとで、ソーシャル・アクションの実践やそれに関する教育が長い間積極的に行われていた。とりわけ、1980年代から1990年代にかけては、臨調行革路線や社会福祉基礎構造改革について多くの教員が批判的な視点で論じ、ソーシャル・アクションについて取り上げる機会も多かった。ただし、2000年以降になると、ソーシャル・アクションが取り上げられる機会は少なくなっていた。

大阪府立大学では、1981年に大阪社会事業短期大学が再編して社会福祉学部が設けられて以降、ソーシャルワークの6つの方法に準じた教育が行われた。ソーシャル・アクションについては、単独の科目が設けられなかったものの、定藤丈弘の担当する「社会福祉特講B」が実質的にソーシャル・アクションを教える科目として位置づけられていた。しかし、1987年の社会福祉士及び介護福祉士法の成立後にカリキュラムの改訂が行われ、「社会福祉特講B」の担当が変わり、ソーシャル・アクションを教える科目ではなくなった。

以上のように、「三社大」のシラバス分析の結果、今日では教育の場面でソーシャル・アクションを取り上げる機会が以前と比べて少なくなっていることが明らかになった。

## 3. 社会福祉士資格の成立と社会福祉教育への影響

### (1) 援助技術としてのソーシャル・アクションの除外

今日、教育の場面でソーシャル・アクションを取り上げる機会が少なくなった背景として、1987年に成立した社会福祉士及び介護福祉士法の影響が考えられる。オイルショック以降、財政抑制の観点から「福祉見直し」が論じられ、1985年には高齢者向けの有料の福祉サービスを広げるため

に、厚生省にシルバーサービス振興指導室が設けられるなど、自己負担の強化や福祉予算の抑制が行われるようになった。このような社会的背景のもとで、社会福祉士という資格が作られたのである。

社会福祉士及び介護福祉士法が成立した翌年の1988年に、厚生省社会局長通知として「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（社庶第二六号）が出された。この厚生省通知では、直接援助技術として「個別援助技術（ケースワーク）」と「集団援助技術（グループワーク）」が、間接援助技術として「地域援助技術（コミュニティワーク）の理論と技術」、「社会福祉調査法の理論と技術」、「社会福祉の運営（ソーシャル・アドミニストレーション）と計画の技術」が規定された。

ここで注目すべきは、戦後にソーシャルワークの6つの方法として位置づけられ、その後間接援助技術として重視されてきたソーシャル・アクションが除外された点である。社会福祉士の資格が作られた背景には、福祉サービスの供給体制の見直しに対応する目的もあり、社会福祉制度の問題を指摘・批判する側面を持つソーシャル・アクションを教育カリキュラムとして位置づけることが、意図的に避けられたと考えられる。

ただし、厚生省通知は「通知」という位置づけであり、拘束力を持つものではなかった。そのため、社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて以降も、多くの教科書、本、辞典等において、ソーシャル・アクションの項目が失われることはなかった。だが、社会福祉士の資格が作られたことで、社会福祉教育を行う大学においては、資格取得を前提としたカリキュラムを組む必要性に迫られた。そのため、従来は各大学・教員が工夫を凝らして行っていた教育の内容を、社会福祉士取得を目指すための内容に変更せざるを得なくなったのである。

## (2) ソーシャル・アクション研究・教育の現状と今後

これまで論じてきたことをまとめつつ、最後にソーシャル・アクション研究・教育の現状と今後について考えてみたい。

ソーシャル・アクションの研究は、戦後まもない時期はアメリカの理論の紹介に留まっていたものの、1960年代になると日本で行われた社会保障・社会福祉予算獲得運動や、保育所づくり運動等をソーシャル・アクションと位置づける取り組みが行われるようになった。そして1970年代には、アメリカの福祉権運動が日本に紹介され、当事者の意思を重視したソーシャル・アクションの必要性が改めて確認された。しかし、1980年代の公的責任による社会福祉サービスが縮小されている時代に社会福祉士資格ができたことにより、社会福祉分野においてソーシャル・アクションという概念は重視されなくなった。その傾向は今日も続いており、社会福祉教育においてソーシャル・アクションが取り上げられる機会は極めて少なくなっている。つまり、現在はソーシャル・アクションの研究及び教育はいずれも停滞しており、それはソーシャル・アクション実践の停滞にもつながっていると考えられる。

しかし今日でも、生存権裁判、反貧困の活動にみられるように、社会福祉が取り組むべき課題は残されており、ソーシャル・アクションの必要性が失われたわけではない。ましてや、日本のソーシャルワークの専門職4団体共通の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」では、「ソーシャルワーカーは、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける」と規定されている。「社会に働きかける」こと、すなわちソーシャル・アクションを行うことは、ソーシャルワーカーの専門職としての役割なのである。よって、それに貢献するためのソーシャル・アクションに関する研究・教育のさらなる広がりが求められている。

注

- 1) 詳細は、渡邊かおり「日本におけるソーシャルワーク『六分法』の起源と発展—ソーシャル・アクションに焦点を当てて」『江戸川学園人間科学研究所紀要』第28号、2012年を参照。
- 2) Brown, Ether Lucile., *Social Work as a Profession 4th edition*, Russell Sage Foundation, 1942, p. 16.
- 3) 孝橋正一『社会事業の基礎理論』社会事業研究会、1950年、103頁。なお、(け)は筆者による補足である。
- 4) 孝橋正一「ソーシャル・アクション Social Action」日本社会事業短期大学(編)『社会福祉辞典』福祉春秋社、1952年、312頁。
- 5) 空閑浩人「ソーシャルアクション (social action)」山縣文治・柏女霊峰(編)『社会福祉用語辞典〔第6版〕』ミネルヴァ書房、2007年、235頁。
- 6) 仲村優一・一番ヶ瀬康子・重田信一・吉田久一(編)『社会福祉辞典』誠信書房、238頁。
- 7) 久保美紀「ソーシャルアクション」仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵(監修)、岡本民夫・田端光美・濱野一郎・古川孝順・宮田和明(編)『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規、2007年、641頁。
- 8) 詳しくは、Rothman, Jack., *Approaches to Community Intervention*, Rothman, Jack., Erlich, John L. and Tropman, John E. (eds.) *Strategies of Community Intervention sixth edition*, Brooks/Cole- Thomson Learning, 2001を参照。
- 9) 定藤丈弘「ソーシャル・アクション(社会行動)」仲村優一・岡村重夫・阿部志郎・三浦文夫・柴田善守・嶋田啓一郎(編)『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会、1982年、316頁。
- 10) 定藤丈弘「コミュニティ・ワーク」高橋重宏・宮崎俊策・定藤丈弘(編著)『ソーシャル・ワークを考える—社会福祉の方法と実践』川島書店、1981年、205頁。なお、SAとはソーシャル・アクションの略であり、COとはコミュニティ・オーガニゼーションの略である。